

## スポーツ振興くじ助成金に係る交付決定（内定）額の算定について

助成事業者名	特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会
助成区分	スポーツ団体スポーツ活動助成
助成事業細目	スポーツ教室、スポーツ大会等開催（スポーツ）
事業名	関東小中学生アメリカンフットボール選手権

平成 30 年度スポーツ振興くじ助成事業の審査結果は以下のとおりです。

詳細については、同封の収支予算書等をご確認ください。

助成対象経費限度額	2,397,484 円
助成対象額	1,898,000 円
評価	A
配分割合	100%
交付決定（内定）額	1,898,000 円

※助成対象額は、助成対象経費限度額に助成割合を乗じて算出しています。ただし、助成事業者の申請内容（助成事業者の自己負担額が千円未満の場合等）によっては、助成割合を乗じた額にならない場合があります。

※評価については、『平成 30 年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引』に記載の、「審査の視点」の各項目を点数化し、スポーツ振興事業助成審査委員会において審議された配分基準に基づく評価及び配分割合（当センターHPをご参照ください。）により、交付決定（内定）額を算出しています。

評価A：100%

評価B：80%

評価ー：70% 申請1年目団体において前年度の活動実績が乏しい事業

※個別の評価詳細については、お問い合わせをいただいてもお答えできませんので予めご了承ください。

※助成金の確定額（事業終了後）を算出する際には、最終的な助成対象経費限度額に助成割合を乗じた額と、交付決定額のいずれか低い額を確定額とします。再度、上記配分割合を乗じることはありません。

## 収 支 予 算 書

団 体 名	特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会
事 業 細 目 名	スポーツ教室、スポーツ大会等開催 (スポーツ)
事 業 名	関東小中学生アメリカンフットボール選手権

(収入)

(単位：円)

科 目	金 額	内 容
くじ助成金収入	1,898,000	助成割合：4/5
協賛金収入		
入場料収入	100,000	目標値：入場料：@1,000 x 100名
参加料収入		
補助金・委託金等収入	100,000	公益社団法人日本アメリカンフットボール協会からの補助金
その他収入		
自己負担金	376,168	
合 計	2,474,168	

(支出)

(単位：円)

科 目	事業に要する経費	助 成 対 象 経 費			助成対象外経費
		助成対象 経費総額 (A)	左記のうち、助成対象 経費限度額 (B)	限度額との差 (A-B)	
諸 謝 金	262,358	238,054	238,054		24,304
旅 費					
渡 航 費					
滞 在 費					
借 料 及 び 損 料	816,130	816,130	816,130		
消 耗 品 費	7,560				7,560
ス ポ ー ツ 用 具 費	155,520	155,520	155,520		
備 品 費					
印 刷 製 本 費	377,136	377,136	377,136		
通 信 運 搬 費					
委 託 費					
賃 金					
会 議 費	44,820				44,820
雑 役 務 費	810,644	810,644	810,644		
補 助 金 ・ 交 付 金					
そ の 他					
合 計	2,474,168	2,397,484	2,397,484		76,684

C 2,397,484

経費内訳表

団体名:	特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会
事業細目名:	スポーツ教室、スポーツ大会等開催(スポーツ)
事業名:	関東小中学生アメリカンフットボール選手権

科目	助成対象経費		助成対象経費限度額(B)		助成対象外経費	
	金額(円)	積算内訳	金額(円)	積算内訳	金額	積算内訳
諸謝金	238,054	<p>◆算出根拠:謝金規程/3時間/試合の拘束で試算</p> <p>その1/小学生の部</p> <p>①公式記録員:1,250円/時間x3時間x3開催=11,250円(1試合/日)</p> <p>②公式記録員:1,250円/時間x6時間x4開催=30,000円(2試合/日)</p> <p>③医師:6,250円/時間x6時間x1開催=37,500円(2試合/日)</p> <p>計(A):78,750円</p> <p>復興特別所得税:8,954円</p> <p>小計①:87,704円(復興特別所得税:8,954円含む)</p> <p>その2/中学生の部</p> <p>①公式記録員:1,250円/時間x3時間x9開催=33,750円(1試合/日)</p> <p>②公式記録員:1,250円/時間x6時間x2開催=15,000円(2試合/日)</p> <p>③公式記録員:1,250円/時間x8時間x1開催=10,000円(4試合/日)</p> <p>④場内放送:1,250円/時間x8時間x1開催=10,000円(4試合/日)</p> <p>⑤医師:6,250円/時間x6時間x2開催=75,000円(2試合/日)</p> <p>⑥医師:6,250円/時間x8時間x1開催=50,000円(4試合/日)</p> <p>計(B):135,000円</p> <p>(当初内訳合計193,750円 積算内訳不一致額 58,750円)</p> <p>復興特別所得税:15,350円</p> <p>小計②:150,350円(復興特別所得税:15,350円含む)</p> <p>合計①:238,054円</p>	238,054	<p>◆算出根拠:謝金規程/3時間/試合の拘束で試算</p> <p>その1/小学生の部</p> <p>①公式記録員:1,250円/時間x3時間x3開催=11,250円(1試合/日)</p> <p>②公式記録員:1,250円/時間x6時間x4開催=30,000円(2試合/日)</p> <p>③医師:6,250円/時間x6時間x1開催=37,500円(2試合/日)</p> <p>計(A):78,750円</p> <p>復興特別所得税:8,954円</p> <p>小計①:87,704円(復興特別所得税:8,954円含む)</p> <p>その2/中学生の部</p> <p>①公式記録員:1,250円/時間x3時間x9開催=33,750円(1試合/日)</p> <p>②公式記録員:1,250円/時間x6時間x2開催=15,000円(2試合/日)</p> <p>③公式記録員:1,250円/時間x8時間x1開催=10,000円(4試合/日)</p> <p>④場内放送:1,250円/時間x8時間x1開催=10,000円(4試合/日)</p> <p>⑤医師:6,250円/時間x6時間x2開催=75,000円(2試合/日)</p> <p>⑥医師:6,250円/時間x8時間x1開催=50,000円(4試合/日)</p> <p>計(B):135,000円</p> <p>(当初内訳合計193,750円 積算内訳不一致額 58,750円)</p> <p>復興特別所得税:15,350円</p> <p>小計②:150,350円(復興特別所得税:15,350円含む)</p> <p>合計①:238,054円</p>	24,304	
旅費						
渡航費						
滞在費						
借料及び租料	816,130	<p>◆算出根拠:請求書(株式会社川崎フロンターレ/19)</p> <p>①富士通スタジアム川崎:220,320円x1開催=220,320円(2試合/日)</p> <p>②富士通スタジアム川崎:494,110円x1開催=494,110円(4試合/日)</p> <p>計(A):714,430円</p> <p>◆算出根拠:請求書(明治安田生命グリーンランド/4)</p> <p>③明治安田グリーンランド:45,000円x1開催=45,000円(2試合/日)</p> <p>計(B):45,000円</p> <p>◆算出根拠:案内チラシ(エイトレント株式会社)</p> <p>④AEDレンタル:56,700円(3ヶ月/台)</p> <p>計(C):56,700円</p> <p>合計②:816,130円</p>	816,130	<p>◆算出根拠:請求書(株式会社川崎フロンターレ/19)</p> <p>①富士通スタジアム川崎:220,320円x1開催=220,320円(2試合/日)</p> <p>②富士通スタジアム川崎:494,110円x1開催=494,110円(4試合/日)</p> <p>計(A):714,430円</p> <p>◆算出根拠:請求書(明治安田生命グリーンランド/4)</p> <p>③明治安田グリーンランド:45,000円x1開催=45,000円(2試合/日)</p> <p>計(B):45,000円</p> <p>◆算出根拠:案内チラシ(エイトレント株式会社)</p> <p>④AEDレンタル:56,700円(3ヶ月/台)</p> <p>計(C):56,700円</p> <p>合計②:816,130円</p>		
消耗品費					7,560	<p>◆算出根拠:お弁当注文書(金兵衛)</p> <p>運営スタッフ(場内放送、公式記録員、医師)飲み物</p> <p>金兵衛のお茶:100x1.08=4,320円(40本)</p> <p>空箱回収:3,000x1.08=3,240円(1式)</p> <p>合計(Y):7,560円</p>
スポーツ用具費	155,520	<p>算出根拠:請求書(ヤマモトスポーツ/33)</p> <p>①TOTOロゴ入り試合球:155,520円(32球)</p> <p>合計③:155,520円</p>	155,520	<p>算出根拠:請求書(ヤマモトスポーツ/33)</p> <p>①TOTOロゴ入り試合球:155,520円(32球)</p> <p>合計③:155,520円</p>		
備品費						

科目	助成対象経費				助成対象外経費	
	助成対象経費(A)		左記のうち、助成対象経費限度額(B)		金額	積算内訳
	金額(円)	積算内訳	金額(円)	積算内訳		
印刷製本費	377,136	◆算出根拠:清算見積書(アドユニバース株式会社) ①制作物/イヤブック:377,136円(800部) 計(A):377,136円  合計④ :377,136円	377,136	◆算出根拠:清算見積書(アドユニバース株式会社) ①制作物/イヤブック:377,136円(800部) 計(A):377,136円  合計④ :377,136円		
通信運搬費						
委託費						
賃金						
会議費					44,820	◆算出根拠:お弁当注文書(金兵衛) ◆スタッフ弁当:40食 銀鮭:950×1.08=10,260円(10食) 銀だら西京焼:1,400×1.08=15,120円(10食) 特選つくね:900×1.08=9,720円(10食) ブタ肉と玉葱の生姜焼き:900×1.08=9,720円(10食) 計(Z):44,820円
雑務費	810,644	◆算出根拠:御見積書(株式会社キュービークラブ/) ①顕彰記念品:12,240円(中学生の部/バイオーダー額入り刺繍ヘナント) 計(A):12,240円  ◆算出根拠:請求書(ヤマモトスポーツ/27) ②顕彰記念品:30,694円(小学生の部/顕彰記念品) 計(B):30,694円  ◆算出根拠:請求書(ヤマモトスポーツ/29) ③顕彰記念品:69,444円(中学生の部/顕彰記念品) 計(C):69,444円  ◆算出根拠:事後明細書(株式会社協栄) ①運営業務委託:78,823円(2試合/日) ◆算出根拠:請求書(株式会社協栄/25) ②運営業務委託:204,157円(4試合/日) 計(D):282,980円  ◆算出根拠:請求書(株式会社スチュワード/31) ③審判員派遣:13,364円(4名/試合) ポジション:R/U/HL/B J ④審判員派遣:283,985円(5名/試合) ポジション:R/U/HL/L J/B J ⑤審判員派遣:80,184円(6名/試合) ポジション:R/U/HL/L J/B J/G C ⑥管理費37,753円(料率:10%) 計(E):415,286円  合計⑤ :810,644円	810,644	◆算出根拠:御見積書(株式会社キュービークラブ/) ①顕彰記念品:12,240円(中学生の部/バイオーダー額入り刺繍ヘナント) 計(A):12,240円  ◆算出根拠:請求書(ヤマモトスポーツ/27) ②顕彰記念品:30,694円(小学生の部/顕彰記念品) 計(B):30,694円  ◆算出根拠:請求書(ヤマモトスポーツ/29) ③顕彰記念品:69,444円(中学生の部/顕彰記念品) 計(C):69,444円  ◆算出根拠:事後明細書(株式会社協栄) ①運営業務委託:78,823円(2試合/日) ◆算出根拠:請求書(株式会社協栄/25) ②運営業務委託:204,157円(4試合/日) 計(D):282,980円  ◆算出根拠:請求書(株式会社スチュワード/31) ③審判員派遣:13,364円(4名/試合) ポジション:R/U/HL/B J ④審判員派遣:283,985円(5名/試合) ポジション:R/U/HL/L J/B J ⑤審判員派遣:80,184円(6名/試合) ポジション:R/U/HL/L J/B J/G C ⑥管理費37,753円(料率:10%) 計(E):415,286円  合計⑤ :810,644円		
補助金・交付金						
その他						
合計	2,397,484		2,397,484		76,684	

※委託費、補助金については、実施内容に"〇〇委託"などとして、その内訳を記載。

助成事業者名	特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会
助成事業細目	スポーツ教室、スポーツ大会等開催（スポーツ）
事業名	関東小中学生アメリカンフットボール選手権

【事業実施にあたっての注意事項】

- ※ 交付決定（内定）時に助成対象経費とした経費であっても、実施状況報告及び実績報告の内容を審査した結果、助成対象経費とならない場合がありますので、事務処理体制を適切に構築してください。
- ※ 助成事業者は、金融機関に助成事業についての専用の口座を設け、助成事業に係る入出金は全て当該専用口座を活用する必要があります。
- ※ 助成対象経費の支払は、本邦の通貨（円）とし、助成事業専用口座からの、口座間の銀行振込を原則とします。一部の例外を除き、現金により支出する場合は助成対象経費となりませんのでご注意ください。詳細は、「会計処理の手引」P.11をご確認ください。
- ※ 当事業の助成対象経費の下限額は、75万円となっております。事業を実施した結果、助成対象経費が上記下限額に満たない場合は、助成金の交付を行いませんのでご注意ください。

交付申請書の審査結果及び留意事項は以下のとおりですので、ご確認ください。  
 なお、交付決定（内定）金額は交付決定（内定）通知書のとおりです。

項目	内容	審査結果／留意事項
共通		原則として、実施した全ての回における当日の実施状況が分かるスナップ写真や事業報告書等の資料を報告時に提出いただく必要がありますので、予めご了承ください。
共通		本事業で得た収入は全て計上してください。 なお、JSCの助成金額確定は、事業に係る収入・支出が完了した後にあります。従って、助成金額確定前に他団体助成金等の収入についても全て確定していただく必要がありますので、予め留意いただき、計画的に事業を遂行してください。
印刷製本費・スポーツ用具費・借損料・雑役務費・通信運搬費など業者請負経費について		経済的観点及び価格の妥当性等の観点から、二人以上の者から見積書を徴収してください。また、報告時に請負契約内容の詳細（件名・単価・数量等）がわかる請求内訳書を必ずご提出ください。なお、報告時に請求内訳書を確認した結果、助成対象とできない業務を請け負わせている場合は、対象外経費となります。100万円以上の請負契約を行う場合は、報告時に契約書の写し又は請書（受注書）・完了報告書・検査調書を提出してください。
諸謝金	公式記録員 場内放送 医師	諸謝金を対象経費とする場合には、報告時に従事時間確認簿を提出してください。また、各個人が謝金を受領していることが確認できる書類（銀行振込伝票、受領書等）を提出してください。※代表者への支払だけでは対象経費とできません。 なお、所得税法の規定により、支払に係る金額につき源泉徴収を行うことが義務付けられています。源泉徴収を行う場合は、謝金等の支払金額から源泉徴収額を差し引いた金額を支給する旨を、相手方に通知してください。また、報告時に納付書の写しをご提出ください。源泉徴収に関する取扱いは、所轄の税務署にお問合せください。
諸謝金	公式記録員 場内放送 医師	報告時は、所得税等、団体が後に預かる金額も含め、支払総額を記入し、諸謝金を報告してください。 支払対象者への振込額と所得税等を分けて記載する必要はありません。
諸謝金	公式記録員 場内放送 医師	助成対象者が理事等構成員に対して謝金を支給する場合、あらかじめ有効となる理事会等において、理事等に対する謝金を支給することについて審議・決定のうえ、報告時に、当該理事会等の議事録を提出する必要があります。
借損料	会場使用料	会場使用料は、助成事業であるスポーツ大会の前日、当日、翌日のみが助成対象経費となりますので事前（事後）の会議等のための使用料は、助成対象外経費となります。
借損料	会場使用料 AEDレンタル	報告時に利用日・単価・数量など料金内訳がわかる書類（請求書・料金表など）を提出してください。
スポーツ用具費	試合球	スポーツくじのロゴマークを表示（着脱式は不可）すること。ロゴマークの表示がない場合には、助成対象外経費となります。（競技に支障が生じるもの、特注品となり取得価格が著しく高騰する場合を除く。）

スポーツ用具費	試合球	対象経費総額Aの30%を対象経費限度額となります。実績報告時に対象経費総額Aを確認し、最終的な対象経費限度額を確認することになります。
スポーツ用具費	試合球	助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)は、助成事業の実施期間はもとより、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。詳細については、会計処理の手引をご確認いただき、該当する取得財産等がある場合は、実績報告時に財産管理台帳を提出してください。
印刷製本費	イヤープック	スポーツくじのロゴマークと助成事業の目的の掲示があるものが助成対象経費となります。発注時の仕様書に記載するなどにより対応してください。
印刷製本費	イヤープック	紙面上可能であれば、スポーツ振興くじ助成事業の理念広告の掲載のご協力をお願いします。理念広告のイメージについては、HPの「ロゴマーク・理念広告等の使用 <くじ助成>」をご確認ください。
雑役務費	成績優秀者への顕彰記念品贈呈	盾、メダル等表彰に必要な記念品の作成の場合に限り、対象となります。副賞賞品の場合には、助成対象外経費となります。
雑役務費	審判委託料	交通費の場合は、実費弁償が原則となりますので、各審判員の区間や鉄道賃などの詳細内訳が不明な場合は、対象経費とならない場合があります。謝金(報酬)の場合は、従事時間や支給単価等が分かる資料をご提出ください。
雑役務費	運営業務委託	実績報告時に従事時間確認簿を提出してください。